

ヒルフェ通信(1月号) ❀そっと寄り添いやさしくサポート❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



新年明けましておめでとうございます。本年も、ヒルフェの活動や成年後見に役立つ情報を掲載してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

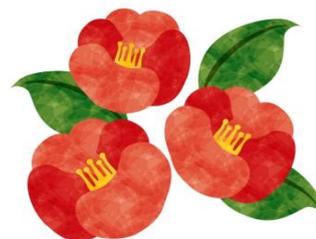


◆研修だより～2024年を終えて

「2025年問題」と言われ、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、全人口の約18%になると推計される、その2025年を迎えました。

成年後見制度は、決して認知症などの高齢者のみを対象にした制度ではないことは言うまでもありませんが、高齢者の方が占める割合が高いことも事実です。

ヒルフェでは、11月27日に市民法務部と共催で、「超高齢社会における行政書士の役割と取り組み」という研修を、更新研修として行いました。第1部前半では山崎節子理事長が、「アメリカの高齢者法の概要」について、後半では齊藤志郎常任理事が「超高齢社会の現状と行政書士の役割」について講義され、第2部は日行連の常住豊会長、東京都行政書士会の雨谷副会長、同市民法務部の金子部長を交え、パネルディスカッションが行われました。



「高齢者法」という法律自体は存在するわけではなく、いろいろな各法で取り扱っている高齢者にかかわる法的課題などを、体系的・横断的・学際的に取り扱う高齢者に着目した分野とされています。今後も超高齢化が進んでいくと予想される中で、行政書士としてもヒルフェ会員としても高齢者支援はますます重要な分野となります。行政書士法の目的や義務を常に念頭におき、高齢者に関わる法律や制度を広く学び、理解し活用していくことが必要とされます。広報といたしましても、継続的な情報提供などの環境整備を心掛けて参ります。

また、基礎研修におきましては、すべての課程を修了し、効果測定を残すのみとなりました。最終第7回の倫理研修は、例年グループワークを行っておりますが、ずっと座学でそれぞれが前を向いて学習していたため、特に地区が違う方同士は初めて話をされた方も多いようで、活発に名刺交換をされていました。グループワークでも、いろいろな意見が飛び交い、熱心な議論が行われていました。60時間、共に学んだ絆は強いと思います。効果測定まで、年末年始とあわただしいと思いますが、今一度気を引き締めて全員で乗り切ってほしいです。長時間の研修、大変お疲れさまでした。

(広報・研修担当理事 高山久美子)



◆令和7年4月から報告書式が変わります

令和7年4月より、定期報告の際の「後見事務報告書」、「財産目録」の書式が新しくなるということです。

新書式・記載例は、既に最高裁判所のウェブサイトに掲載されています。

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/koukenhoukoku1/index.html>

なお、東京家庭裁判所後見サイトでは、「第3 後見人等のための書式」に掲載予定、新書式に対応した新しいハンドブックは「令和7年4月」に掲載予定とのことです。

